

一般社団法人 日本知財学会 細則

第1章 会員

(入 会)

第1条 この法人に入会を希望する者は、別に定める所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(年会費)

第2条 この法人の年会費は次のとおりとし、原則として1年分を当該事業年度の5月末日までに納入しなければならない。

(1)正 会 員 (個人) 10,000 円

(法人) 一口 50,000 円とし、二口以上とする。

(2)学生会員 5,000 円

(3)賛助会員 一口 50,000 円とし、二口以上とする。

2 名誉会員は会費を納めることを必要としない。

3 年度の途中で入会した会員は、その年度の会費を入会時に全額納入するものとする。

第2章 役員

(会務の分担)

第3条 次の各会務を分担するために、各々理事若干名をおく。

(1) 総務

(2) 財務

(3) 広報

(4) 学術研究発表会

(5) 出版

第3章 委員会

(委員会の設置)

第4条 この法人は、定款第5条の事業を行うため、必要に応じて、次に例示する特定の会務を処理するための委員会を設置することができる。

(1) 学術研究発表会等の企画運営

(2) 機関誌及び会報等の発行

(3) 海外の研究者、研究機関等との国際的連携活動

- (4) 知的財産訴訟等における鑑定・評価に関し、推薦等会務を行う委員会の運営
- (5) この法人が特に設定する研究プロジェクト等の遂行

(委員会の組織)

第5条 委員会の名称、委員の構成及び任期などは、設置のつど理事会において決定する。

第4章 会誌

(刊行物)

第6条 この法人は機関誌として「日本知財学会誌(Journal of Intellectual Property Association of Japan: 以下、JIPAJ)」を発行する。

(配布)

第7条 「日本知財学会誌」は会員には無償で配布し、掲載記事のうち英文によるものはインターネット上にて無料閲覧できるものとする。

第5章 雑則

(細則改正)

第8条 本細則を改正する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、年会費の変更は総会の承認を得なければならない。

- 2 本細則に定めのない事項で、この法人の運営に必要な事項は、理事会に諮りこれを定める。

附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。